

角田市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年1月6日

角田市監査委員 南部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 49 号
平成28年12月28日

角田市長 大友喜助 殿

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納その他の事務の執行の監査)

2. 監査の対象

財政援助団体：角田市商工会、角田市観光物産協会
指定管理者：角田市観光物産協会

3. 監査実施の日

平成28年10月6日(木)及び同年12月6日(火)

4. 監査の範囲

角田市が平成27年度において、財政援助団体等に対して交付した補助金等(あるいは指定管理料)に係る出納及びその他の事務(収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等会計処理及び証拠書類の整備等)並びに事務・事業の計画・実施状況等。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた調書資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類に基づき、財政援助に係る補助金等の交付申請等（あるいは指定管理料）の事務処理、事業の計画・実施及び効果等を「関係法令等の諸規定との整合性」及び「会計処理の適正性」に主眼を置いて精査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

(1) 財政援助団体・指定管理者

財政援助に係る補助金等及び指定管理料に係る出納その他事務の執行並びに公の施設の管理については、概ね適正に処理されていると認めた。

しかし、一部の団体において、改善・検討を要する事項が見受けられたので、貴職からも適切に事務処理されるよう指導願いたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、団体所管課及び財政援助団体並びに指定管理者の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

(2) 団体所管課（商工観光課）

角田駅コミュニティプラザ及び角田市スペースタワー・コスモハウスの使用料について、徴収及び収納の事務を委託せずに、角田市観光物産協会に徴収及び収納させていた。

普通地方公共団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、その歳入のうち使用料、手数料等の徴収又は収納の事務を私人に委託することができるものとされ、これを委託したときは、同条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。前回の指定管理期間満了後、平成26年4月1日以降更新の手続きがされていないことを確認した。法令遵守し、適正な事務処理に努められたい。